

# 令和元年度 第5回 富良野市景観計画策定委員会 議事概要

◎日 時	令和元年11月20日(水) 午後3時00分～午後4時20分
◎場 所	富良野市役所1階 大会議室
◎出席者	策定委員会：西本委員長、福井氏、小川氏、田澤氏、鎌田氏、軽米氏 (欠席) 藤本氏、小林氏 事務局：稲葉総務部長、西野企画振興課長、入交企画振興係長、 松野主査、渡邊係員、小國氏 コンサルタント会社：(株)KITABA 安達、遠藤

## 1. 開会

## 2. 委員長あいさつ

- ・前回、第4回景観計画策定委員会のポイントとして、景観形成基準について、前回の議論では、ニオイの問題なども出されていましたが、計画をまとめるにあたって写真を多く使うなど、広く住民に対して、良好な景観のイメージを浸透させる工夫が必要といった意見が出されていきました。また、色合いの工夫やガスボンベなどを隠すことで景観に配慮した事例が、すでにフラノマルシェなどで進められていることを確認しています。
- ・次に景観まちづくり推進方策については、現在も行われている駅前や北の峰などの花植え活動のほか、フォトコンテストの実施などが確認されています。一方で、広く知られることになったことで畑に入られてしまうなどの問題もあることから、高台などの展望地からの眺めを紹介するなどの工夫が提案されたところです。農村地域や沿道では、農家さんが緑肥としてヒマワリを植えていることも報告されたが、ヒマワリを目当てに道路が渋滞するなどの問題も確認されたところです。いずれにしても、私たちの日常生活において、市民が協力して景観の保全と魅力的な景観の発信がすでに行われていることを確認しました。
- ・本日は、第5回の策定委員会ということで、富良野市景観計画の素案を固めていく議論になりますので、よろしくお願いします。

## 3. 協議事項

### (1) 富良野市景観計画(素案)について

#### (田澤委員)

- ・P39第6章についてであるが、景観重要樹木に指定された場合、樹木を所有している個人や管理はどのようになるのか。

#### (事務局)

- ・全国の事例をみると、京都市は指定された樹木に対する行政の補助制度を設けています。補助の内容は、景観重要樹木の保護・保全する際の維持管理面に関する内容となっています。

す。

**(小川委員)**

- ・質問など特に問題はない。今後は、景観に配慮しながら自分たちの利益追求だけでなく、周辺と調和を意識した景観づくりや、それに関連する取組をやっていききたい。

**(軽米委員)**

- ・景観計画に関する届出が必要な場合、建築確認申請の届出フローとどのような関係になるのか。

**(事務局)**

- ・景観法では行為の着工 30 日前に届出してもらうことが位置づけられている。そのため、建築確認申請の書類と景観計画で必要な届出を平行して提出してもらう見せ方を検討したい。

**(軽米委員)**

- ・着工 30 日前には、建築物の色彩も含めた図面等を提出しなければいけないのか。

**(事務局)**

- ・建築物では 700 平米を超える建物や高さ 10 メートルを超える建物などが届出の対象である。これらに該当しない住宅等については、届出は必要ない。
- ・色彩も含めた景観の届出の状況について北海道に確認したところ、これまで景観の不適合で勧告や命令等が出た例はありません。ただし、1 件、北海道に目立つ建物の図面等が提出された際に、北海道の景観審議会で検討事項として取り扱われ、その時は周辺に影響を及ぼすようなものではないという意見などがあり、勧告対象から却下された事例があります。
- ・許可や認定とは異なり、あくまで届出ということになるが、届出対象行為に関わる書類提出の前の事前相談・事前協議を事業者等に促していく方針です。
- ・事前相談・事前協議の段階で、景観に配慮した行為となるよう調整していきたいと考えています。

**(軽米委員)**

- ・屋外広告物についてはどうか。

**(事務局)**

- ・屋外広告物については、景観計画策定以前と同様に、北海道屋外広告物条例に基づいて北海道に届出していただくこととなります。富良野市景観計画に基づいた届出の必要はありません。
- ・ただし、北海道の基準を富良野市景観計画の中でも示していけたらと考えています。今後計画の中に差し込んでいくことを検討します。

**(西本委員)**

- ・届出対象行為に記載があるもの以外も対象になってくることがあるか。

**(事務局)**

- ・37 ページに記載している以上の届出対象行為は、該当はしません。
- ・現時点でお示ししている届出対象行為以上の規模の行為が発生する際は、他都市の事例を見ると、地域やエリアを限定して都市計画法に基づく地区指定を掛けるなどの手法が取られています。

**(軽米委員)**

- ・市民に対しては、美しい景観を保全、形成していく誘導を図ることも必要と感じている。

**(事務局)**

- ・届出対象行為の基準を超えていない場合でも、富良野市景観計画の推進方針に沿って事業等をすすめてもらえるよう文言として載せていくことを検討します。
- ・また、著しく景観を阻害しかねない建築物等について、これまで行政側から助言や指導等を行うことができる制度はありませんでしたが、該当する事案が発生した場合は助言や指導等の実施を検討するという項目を条例案に記載しています。

**(福井委員)**

- ・色彩の件について、視覚障がいをお持ちの方に配慮した記載があればよいと感じる。特に青、白、黄色が高齢の方などに見分けがつきにくいことがある。
- ・また、「色盲が」という文言ではなく、「高齢者が」という文言で記載した方がよい。
- ・他にも、景観推進方策のページには、cafe ゴリョウなど、観光ツーリズムにつながるような事例も記載すると良いだろう。

**(2) 富良野市景観条例(素案)について**

**(西本委員長)**

- ・朝日ヶ丘公園(なまこ山)は木が生茂っておりもったいないと感じている。市街地や北の峰地域を見下ろす景観スポットとして、きちんと整備されれば富良野市の観光資源になるのではないか。

**(田澤委員)**

- ・朝日ヶ丘公園(なまこ山)に関しては、景観を眺めるにはとても良いところである。しかし、夜中に木を切っている人がいる。また、管理人により小枝が切られている。勝手に草木などを採取することを取り締まることなどができないか、可能であれば検討してもらいたい。
- ・朝日ヶ丘公園(なまこ山)の展望台が整備された際に、実際に展望台を見学した。しかし、雑木が生えて市街地の景観が見えず残念であった。イメージダウンのため、展望台の美化に関する取組をぜひ検討してもらいたい。

**(西本委員長)**

- ・過去には桜祭りを朝日ヶ丘公園(なまこ山)で開催していたが、桜も老木となり見栄えが良くないと感じている。

**(鎌田委員)**

- ・朝日ヶ丘公園(なまこ山)にある桜は慰霊の桜である。桜の見栄えが悪いことについては、ご遺族からも声が聴こえており、なにかできないかという話がある。

**(事務局)**

- ・朝日ヶ丘公園は自然公園法の特定地域に指定されている。樹木を伐採するには北海道に届出をする必要があり、樹木の伐採も北海道が行っています。
- ・なまこ山の在り方について、10月20日に開催された市民100人ワークショップの際や、地域懇談会でも話をする方がおり、涙ぐみながらお話をされる方もいました。その中でも、

なまこ山の桜をどうにかならないかという話がありました。

- ・なまこ山に関しては市民 100 人ワークショップ、地域懇談会、今回の策定委員会と、市民の方からご意見を聴取する場で同じ意見が上がってきたことになります。市としても大事な景観資源であると感じていますので、今後の対応を検討してまいります。

**(福井委員)**

- ・行政が行う公共事業を実施する際も、景観に配慮するなど、条例に明文化することはできないか。

**(事務局)**

- ・富良野市景観条例第 7 条に、届出ではなく通知をお願いするという文言を入れています。富良野市も北海道に届け出ることになっており、文言としては通知という言葉を使用し、把握をお願いするという意味合いになっています。

**(福井委員)**

- ・農業協同組合が所有するライスセンター等の建物も届出対象行為の範囲に入るのか。美瑛町の街中に立地する「選果工房」はきれいに整備されており、観光客も訪れる施設になっている。

**(事務局)**

- ・現行の富良野らしさの自然環境を守る条例の取扱いなどを確認し、届出対象の範囲になるかどうかについては再考させていただきます。

#### **4. 今後のスケジュール**

- ・令和元年 12 月 都市計画審議会
- ・令和 2 年 1 月 パブリックコメントの実施、計画（案）説明会、情報周知
- ・令和 2 年 2 月 議会説明
- ・令和 2 年 3 月 条例の提案
- ・同時に、北海道への協議という手続きも進めていく。
- ・条例については、新しい条例になるため 6 月の議会で承認が得られれば、8 月 1 日より富良野市の条例がスタートする流れとなる。

#### **5. 閉会**